

令和3年度第1回東京都森林審議会  
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

# 令和3年度第1回東京都森林審議会

## 次 第

令和3年4月20日（火曜日）  
午前10時00分から

- 1 開会
- 2 農林水産部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 東京都職員紹介
- 5 議事  
林地開発許可の変更（多摩興産株式会社の太陽光発電施設  
設置事業）
- 6 閉会

午前10時02分開会

○東田課長代理 大変お待たせして申し訳ございません。定刻を過ぎましたので、ただいまより令和3年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の東田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える11名の委員が出席しておられます。東京都森林審議会運営要領第5の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、先にお送りしています資料についてご案内させていただきます。まず次第、配付資料一覧、委員名簿でございます。続きまして、議案の資料ですが、資料1、資料2及び資料3-1から3-5、最後に質問票でございます。また、メールにより追加資料の事前質問整理表をお送りしていますので、ご確認ください。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の山田よりご挨拶申し上げます。よろしく願いいたします。

○山田農林水産部長 皆さん、おはようございます。年度明けまして最初の審議会ということですので、冒頭ご挨拶を一言させていただきたいと存じます。

私、4月1日から農林水産部長を拝命いたしました山田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本来であれば、委員の皆様方それぞれにご挨拶しなければならないところでございますけれども、コロナ禍の中、本日リモートの開催ということで、こういう形でご挨拶をさせていただきますことをご容赦願いたいと思います。

また、日頃より委員の皆様方には、東京都の森林、それから林業行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京は1,300万人を超える世界有数の大都市でありながら森林がその4割を占めるという自然に恵まれた都市でございます。森林は、木材の供給をはじめといたしまして、水源の涵養、それから二酸化炭素の吸収など様々な機能を有しております。この都民共有の財産であります貴重な森林を守り、多面的な機能を十分に発揮させていくためには健全な森林の育成が不可欠でございます。

その責務を担っているのがまさに都ということになりますけれども、都では、各種施策

によりまして森林を保全するとともに、花粉の少ないスギ・ヒノキなどへの植え替えによる森林循環の促進、それから林業技術者の育成、林道の基盤整備のほか、東京の地域材でございます多摩産材の利用拡大等によりまして、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を推進しているところでございます。

また、夏、恐らく6月になると思いますけれども、「東京都森づくり推進プラン」を改定いたしまして、森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、具体的な施策を明示し、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化に向けて取り組んでまいり所存でございます。

今後も、都民生活に貢献できるよう、森林整備の促進、推進に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を頂きますとともに、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、森林に係る重要事項でございます林地開発許可の変更に関する諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましてはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○東田課長代理 次に、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員を紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介いたします。呼ばれた方は、ミュートを解除し、一言ご挨拶をお願いいたします。発言が終わりましたら再度ミュートしていただくようお願いいたします。

それでは、浅野委員でございます。

○浅野委員 東京大学の浅野です。初めまして、よろしくお願いいたします。

○東田課長代理 木村委員でございます。

○木村委員 森林組合の木村でございます。おはようございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○東田課長代理 続いて、久保田委員でございますが、今ログインに少し手間取っております。後ほど参加いただいた際にまたご紹介させていただきます。

続きまして、坂本委員でございます。

○坂本委員 おはようございます。檜原村長の坂本です。よろしくお願いいたします。

○東田課長代理 次に、田中委員でございます。

○田中委員 おはようございます。皆さん、お久しぶりでございます。どうぞよろしくお

願いいたします。

○東田課長代理 土屋委員でございます。土屋委員におかれましては、前回審議会にて会長に選任され、ご就任いただいております。よろしくお願い申し上げます。

○土屋会長 おはようございます。元東京農工大学の土屋と申します。一昨年度に退職しまして、今は名誉教授となっております。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 福田委員でございます。

○福田委員 おはようございます。福田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 堀田委員でございます。

○堀田委員 おはようございます。東京大学の堀田と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 村木委員でございます。

○村木委員 おはようございます。あきる野市長の村木秀幸でございます。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 師岡委員でございます。

○師岡委員 奥多摩町の師岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 山崎委員におかれましては3月に新規ご就任いただきました。山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 おはようございます。山崎でございます。今回からお世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 渡辺委員でございます。

○渡辺委員 おはようございます。東京都木材団体連合会の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 また、本日、前田委員及び、この4月に清水委員の後任としてご就任いただいた伊藤委員は都合によりご欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました産業労働局 山田農林水産部長でございます。

○山田農林水産部長 山田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 巽森林課長でございます。

○巽森林課長 巽でございます。よろしくお願い申し上げます。

○東田課長代理 環境局自然環境部 松岡緑環境課長でございます。

○松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願いします。

○東田課長代理 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、土屋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、山田農林水産部長につきましては、業務の都合により、ここで退席させていただきます。

○土屋会長 皆さん、改めまして、おはようございます。私の声は聞こえておりますか—  
—ありがとうございます。久しぶりの森林審議会で、本来ですと皆さんと生でお会いした  
かったのですが、オンライン会議になりました。私のみ東京都庁のほうに事務局の皆さん  
と一緒にいますけれども、ほかの皆さんとはオンラインという形になっています。いろい  
ろと不都合が生じる可能性がオンラインだとやはりあるのですけれども、ぜひご協力をよ  
ろしくお願いいたします。

それでは、これから重要な林地開発許可の案件についての審議を行います。審議が滞り  
なく円滑に進みますよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、まず、審議会運営要領第6の第2項の規定に基づきまして、議事録署名委員  
を指名したいと思います。堀田委員と、それから今、久保田委員の接続が少しくまってい  
ないようですので、木村委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○堀田委員 はい、よろしくお願いします。

○木村委員 はい、分かりました。

○土屋会長 ありがとうございます。それでは、議事録の確認、よろしくお願いします。

次に、審議会の公開についてです。審議会運営要領第7の第1項では、当審議会は公開  
が原則となっております。これより傍聴人の入場を許可します。なお、今回の傍聴はアク  
セス数に限りがあるため先着10名とし、ウェブ参加のみとなっております。

〔傍聴者入場〕

○土屋会長 傍聴の方に申し上げます。傍聴の方は、発言やビデオ参加などはできない設  
定とさせていただいておりますが、設定変更を試みるなどはせず、ご静粛にご視聴いた  
だきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、知事からの諮問があるわけで、諮問について事務局より説明をお願いいた  
します。

○巽森林課長 では、改めまして、森林課長の巽でございます。諮問文の朗読をもって説  
明に代えさせていただきます。諮問文は配付資料3-1でございます。

下記事項について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

令和3年3月29日

東京都知事 小池百合子

記

多摩興産株式会社の太陽光発電設備の設置について

以上でございます。

○土屋会長 これですと諮問文の手渡しがあると思うのですが、今回はオンライン会議ですので、私が事前に頂いております。ただいま知事からの諮問をお受けしました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。議事の進行については、まず、議案の説明を全て受けた後で質疑応答を行うことにいたしますので、ご説明がかなり長くなる可能性があるのですが、適宜、皆さん、ご質問やご意見の箇所がありましたら資料等にメモしていただいて、最後の質問とご意見のところにお備えください。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、審議に先立ちまして、資料1「森林法に基づく林地開発許可について」を用いて、制度の概要についてご説明いたします。お手元にご用意ください。

この資料の左の表には、採石業を行う場合の一般的な規制をまとめてございます。最初の採石法では、災害防止の観点から採取計画の認可制度が定められております。次にあります森林法は、森林の保続培養と森林生産力の増進のため、林地開発許可制度などが定められております。その次の都の自然保護条例では、自然の保護と回復を目的として、自然地を開発する際の許可制度などがあるということでございます。以下、環境アセスメント、それから公害防止や河川利用に関する規定、火薬の安全管理など、採石に当たって様々な規制に適合する必要があるということでございます。

こうした規制がある中、一番下でございますが、森林法に基づく林地開発許可制度の狙いといたしましては、森林の多目的機能の高度発揮を図る観点から、森林の土地の適正な利用を確保することを目的としてございます。

資料の右ページには、本審議会で審議する案件を整理してございます。新規許可につきましては、開発面積が5ヘクタールを超える場合、本審議会での審議対象となります。こ

の際、採石業につきましてはおおむね20年間の長期開発計画をご審議いただいております。今回ご審議いただく多摩興産の案件につきましては、既に許可された案件であるため、下の段の変更許可に該当するということでございます。多摩興産では、太陽光パネル設置のために、残置森林の一部を伐採し、許可面積を増やして残置森林を追加する変更許可申請がありましたため、本審議会にお諮りすることになってございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらは林地開発許可基準の概要についてまとめてございます。

1番、一般的事項（要約）でございますが、開発計画の具体性・実現可能性ですとか、開発する土地の地権者からの同意、事業者の資力・信用、それから近隣住民や産業への配慮などが規定されてございます。

2番目の災害の防止でございますけれども、切土・盛土や洪水調整池の技術基準などが定められています。

次に、右側の3番、水害の防止でございますが、洪水対策としての洪水調整池の規定が設けられておりますけれども、技術基準といたしましては先ほどの2番の災害の防止と同様になってございます。

それから、4番、水の確保でございますが、開発による地域の水量・水質への影響を緩和するため、貯水池や水質管理について規定してございます。

5番、環境の保全でございますが、森林率、残置森林率などの緑地に関する基準や騒音対策、景観への配慮、こういったものについて規定してございます。

続きまして、裏面になりますけれども、6番でございます。太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為でございますが、こちらは、令和元年12月24日に林野庁から、資料にありますとおり、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則が示されまして、これに基づいて東京都も東京都林地開発許可実施要領の別表1に示します開発行為の許可基準を改正してございます。この基準は令和2年6月19日以降の申請に適用されるため、本件申請は令和3年1月20日であったため、本件の変更許可についても適用されることになってございます。基準といたしましては、防災施設や排水施設の設置、太陽光発電施設を設置する場合の森林率、残置森林率などの基準、景観への配慮といったものについて規定してございます。

このように、林地開発許可制度では、森林の機能が損なわれないように、森林の保続培養や防災対策などの観点から許可基準を定めておりますので、こうした視点にご留意の上



ご審議いただければと思います。

それでは、議案についてご説明したいと思います。

最初に、資料3-1は今回の諮問文でございます。

それから、資料3-2、第1号議案、多摩興産（株）太陽光発電施設設置に伴う変更許可申請の資料でございますけれども、この資料によって計画の概要についてご説明いたします。

まず、1番の事業概要（現状）でございますけれども、事業地は八王子市美山町645番地外でございます、圏央道の八王子西インターの北西約2キロに位置する採石場でございます。採石業につきましては令和10年5月までを予定してございます。

2番の主な経過でございますけれども、当事業者は、昭和51年に採石場としての開発許可を取得後、事業拡張の都度変更許可を受けておりまして、現在は平成12年の開発許可から約20年間ということで許可をしているというものでございます。

3番の事業計画及び緑地の変化でございますけれども、変更内容といたしましては、残置森林の一部2.2ヘクタールを伐採いたしまして太陽光発電施設を設置いたします。あわせて、事業実施する面積は70.5ヘクタールから77.3ヘクタールに拡張し、拡張区域を残置森林とすることで残置森林は差引き4.6ヘクタール追加する計画となっております。また、自然保護条例の開発許可との整合性を取るために、造成森林面積のうち0.3ヘクタールを保全区域面積としてカウントするように変更いたします。これらの変更に伴いまして、全体の森林率が0.3ポイント、それから残置森林率が1.7ポイント増加することになってございます。

一番下の4番、計画変更前後の図面・変更箇所をご覧ください。②の変更後の図面をご覧くださいと、北部の桃色の斜線区域とその周辺にあります緑の斜線区域、こちらが今回申請のありました太陽光設備の設置区域でございます。この部分の残置森林が減少する代わりに、南部と東部に緑の二重斜線区域がありますけれども、少し分かりづらくて申し訳ないのですが、こちらの残置森林区域が追加されまして、結果として先ほど申したとおり、森林率、それから残置森林率、いずれも上昇する結果となっております。

次に、開発区域を拡張する理由でございますけれども、事業者は、太陽光発電に適した土地と、それから電力会社に接続可能な変電施設を有してございまして、現在、日本では再生可能エネルギーの普及が推進され、その重要性が高まっているということで、社会的ニーズに沿うものであると考えまして本件計画を検討することとしたとなっております。

採石を行っている用地内には太陽光発電施設を設置する適地がなかったために、残置森林内に設置することになっていることから、一方で残置森林の区域を増加して、全体としての残置森林面積を増加させるということにしております。

続きまして、変更計画に関する許可基準の適合状況についてご説明いたします。お手元の資料3-4「林地開発許可基準適合表（多摩興産㈱）」を基にご説明いたしますが、補足説明のために、資料3-3「森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要」という資料がございますが、こちらも随時ご覧いただきたいと思っております。申し訳ございませんが、両方の資料をお手元にご用意いただければと思っております。

それでは、まず資料3-4をご覧ください。こちらの左側には許可基準の項目と概要、それから右側にあります本計画の欄には基準に対する対応状況、最後、右端の結果欄には基準適合の有無について記載している表になっております。

まず、1ページ目の一般的事項についてご説明いたします。1番、計画内容の具体性でございますが、本計画は、残置森林——事前にお送りした資料では「残留緑地」となっていたかもしれませんが、申し訳ございません。訂正させていただきます。残置森林に太陽光発電設備を設置し、新たに残置森林の追加を行うものであり、計画も具体的であって、事業を遅滞なく実施できると考えております。

2番でございますけれども、要するに地権者の同意のことでございますが、計画欄にあるとおり、自社有地または地権者と賃借契約を契約済みであることを確認しております。

3番も、要するに森林以外の土地所有者の同意ですが、これまでも当事業者は事業を継続してきてございまして、周囲との合意形成が図られているということでございます。

4番、これも要するに他法令の許認可のことでございますけれども、自然保護条例につきましては審議会を今年3月29日に既に結審しております。事前にお送りした資料では「02.3.29」となっていますが、「03.3.29」の誤りでございます。また、採石法の許可を産業労働局から、それから雨水放流の承認を八王子市長から受けてございまして、以上のことから、他法令の許認可手続についてはなされて、または確実に実施される見込みとなっているということでございます。

それから、5番の信用関係、6番の資金の調達でございますが、この法人は昭和26年に設立され、採石業として現在まで継続した実績があること、また、自己資金の銀行残高も確認しております。

7番、開発行為の規模でございますが、太陽光施設設置区域は自然環境への影響を最小

限とすることを考慮して検討されてございまして、必要最小限度の開発と言えると判断してございます。

8番、全体計画との関連の明確さでございまして、令和10年完了予定の計画に沿っているということでございまして、各計画の関連性は確保されていると考えてございます。

9番、森林の一時的利用後の事後措置ということでございまして、本計画で森林を一時的に他の土地利用に供することはないため、本基準については適用されません。

10番、周辺区域への森林施業に対する配慮でございまして、太陽光設備設置区域の周辺は残置森林で囲まれてございまして、周辺地域の森林施業に対する影響はないと考えてございます。

11番、周辺の住民生活及び産業活動への配慮でございまして、事業者は八王子市長より開発に関する同意を受けてございます。また、こちらは以前のものになりますが、恩方漁業協同組合から放流に関する承諾を得てございまして、地元への配慮もなされているというものでございます。

12番、残置森林、造成森林等の管理でございまして、森林の土地につきましては自所有地または地権者との賃借契約がされてございまして、残置森林の自所有地率について、変更後は68.1%、将来にわたっては75%を目標としてございます。

それから、資料3-3の17ページにあります。残置森林管理計画にて針広混交林化あるいは広葉樹林化による林相転換を図ることになってございまして、十分な維持管理がなされると判断してございます。

それでは、続きまして2ページをご覧ください。2ページから3ページまでは災害の防止及び水害の防止という項目になってございまして、このページの基準につきましては資料3-3のほうでご説明したいと思います。ですので、資料3-3の9ページ以下をご覧ください。こちらには「太陽光設備の設置」の図面があります。9ページの図面にありますとおり、のり面勾配でございまして、30度までを太陽光設備設置対象地域としてございまして、設置に当たっては現況の地形を生かして行い、また切土・盛土はほとんど発生しないということでございます。

次に12ページをご覧ください。右側にありますとおり、斜面に配置する点検路でございまして、補強土壁工法によって施工の際は30センチ以下の締固めを行っているということでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。こちらは雨水排水計画というものでございます。

けれども、図面を見ていただきますと、点検路脇の素掘り側溝と、それから縦に走ってございます縦排水管によって雨水を排水する計画になっているということでございます。

それから、少々ページが戻って恐縮なのでございますが、14ページをご覧くださいませでしょうか。14ページの文章で記載されているところでございますが、必要に応じまして、雨水によって土砂が流されないよう、洗掘防止シートといったものを設置して、のり面保護措置を図っているものでございます。

続きまして25ページのほうをご覧ください。25ページは排水計画でございます。今回、太陽光設備設置箇所の排水は鹿の子沢に直接放流いたしまして、事業範囲全体からの排水量が鹿の子沢の許容放流量であります $0.629\text{m}^3/\text{秒}$ 、これより増加しないように既存の洪水調整池の容量を拡大することで対応するという計画になってございます。この洪水調整池は自然放流式でございまして、30年確率雨量強度に十分対応できるものとなっております。また、沈砂池を兼用しているため、必要堆砂量を加味した容量となっているものでございます。

続きまして、資料3-4の4ページでございます。こちらは水の確保の基準でございますけれども、まず1番にあります水質汚濁防止施設についての基準ですが、先ほどご説明したとおり、沈砂池につきましては既存の洪水調整池が沈砂池を兼用している。それから、太陽光発電設備の側には堆砂範囲というものを設けまして、細かい土粒子の堆積を促した上で鹿の子沢へ放流する計画になってございまして、水質汚濁防止措置について講じているというものでございます。事前にお送りした資料では少し分かりづらい表現になっていたかと思っておりますので、資料を修正させていただきたいと思っております。

また、プラント内で発生いたしました汚濁水でございますけれども、汚濁水の処理工程で正常化を行うなど周辺の水質にも配慮しているほか、周辺部に幅30メートルから200メートルで森林を残置するという計画になってございます。

それから、2番、水量の確保措置でございますが、周辺には市営水道が設置されてございまして、鹿の子沢は飲用水に利用されていないため、貯水池等の設置は不要と考えてございます。

続きまして、環境の保全の項目でございますけれども、この基準につきましても、先ほどの図面、資料3-3をご覧くださいませのほうが分かりやすいかなと思っております。いろんな資料を行ったり来たり恐縮ですが、資料3-3の17ページをご覧くださいませでしょうか。基準として、その周辺部におおむね幅50メートル以上の残置森林が既に配置されてござい

まして、プラント周辺の森林幅が狭い部分につきましては林地開発許可制度以前に設置されたものになってございます。林況といたしましては、今ご覧いただいている資料3-3の18ページ、下の図2.4-2というのがあります。左側のほうの下の図面でございます。こちらにあるとおり、現況は大部分がスギ・ヒノキ植林で、一部コナラ林が存在している状況になってございます。それに対しまして、18ページの右側の図2.4-3のほうが計画でございますけれども、林相転換を図ることによりまして広葉樹林化促進区域ですとか混交林化区域、こういったものを太陽光設備周辺の区域に設ける計画になってございます。

造成森林でございますが、太陽光設備を設置する区域には造成森林というものはないのでございますけれども、18ページの右側の図で見させていただきますと、真ん中の白く抜かれているところが採石場の現場でございますけれども、ここには樹高が0.5メートル程度の苗木を――資料が間違っていて申し訳ございませんが、4平米当たり高木1本、低木1本になってございまして、ヘクタールに換算いたしますと2,500本です。高木1,250本の低木1,250本ということで、それでのり面の小段ですとか盛土造成部分に植栽する計画になってございまして、こちらについて基準は満たしています。植栽する種類につきましてはアカマツですとかヤシャブシ、コナラ、こういった地域に自生いたします在来種を選定して設置しているものでございます。

それから、事業地周辺に残置森林を配置いたしまして、一部のスギ・ヒノキでは針広混交林への林相転換を実施するとともに、貴重な植生を保護する。そして、彩りのある森林を目指していくとになってございます。

あと、景観の関係で言いますと、太陽光発電設備は、尾根の上のほうではなくて、沢沿いにありまして、周辺からは目視することはできないということで、景観にも配慮されているものでございます。

最後、資料3-4の5ページをご覧ください。こちらは、先ほど申しましたとおり、太陽光発電施設の設置の基準でございまして、昨年6月から適用になっているものでございます。

まず、1番、最初にありますけれども、発電事業終了時の原状回復措置でございます。この太陽光発電事業終了後の土地の利用計画につきましては、現時点では未定であるということになってございます。

それから、現地形に沿った開発と、30度を超える自然斜面に設置する場合の措置でございまして、設置は極力現地形を生かして、最小限の切土・盛土しか行わない計画であると

なっておりますし、30度以上の傾斜地には太陽光発電施設の設置はしない計画となっております。

それから、排水施設の計画に用います雨水流出係数でございますが、こちらは基準が0.9～1.0までととなっておりますのでございますが、本計画では0.9を用いて計算しているということでございます。

また、表面流を安全に下流に流下させるために、素掘り側溝で集水して排水管で下方へ流下させるとともに、地表面の浸食に対しましても点検路を兼ねます補強土壁にて表土の流出を抑える計画となっておりますということでございます。

次に、森林率の基準ですけれども、太陽光の場合は、こちらにありますけれども、おおむね25%以上、残置森林率が15%以上と決まっておりますが、本件では、右側の資料にありますとおり、森林率につきましては61.4%、それから残置森林率につきましては52.9%になってございます。

また、太陽光発電施設の周辺には残置森林を設けてございまして、尾根部には残置森林が配置されているということでございます。

最後、景観への配慮でございますけれども、先ほども申しましたとおり、太陽光発電施設の設置は沢に面したところでありまして、周辺よりは目視できない場所にあることと、周辺の尾根部にハイキングコースが特になくということでもありますので、そこからこの太陽光発電施設が目視されることもないということでございます。

したがって、結論でございますけれども、本案件につきましては許可基準全ての項目に適合しているものというふうに考えてございます。

なお、本案件に関しまして、都から地元自治体であります八王子市に意見照会を行ってございます。その回答文を資料3-5として添付してございますけれども、八王子市からは異議意見はないというふうに回答を頂いてございます。

案件の概要説明につきましては以上でございます。

引き続き、説明が長くなって恐縮ですが、委員の皆様から事前に頂きましたご質問についてご回答いたしたいと思っております。追加でお送りしました資料4をご覧くださいませでしょうか。委員の皆様から事前に頂きました質問について、こちらの事前質問整理表をご覧くださいながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番の田中委員から頂きましたご質問でございますけれども、1番のこの施設の耐用年数でございますが、法定耐用年数は17年となっております。また、実際の使用期

間でございますが、一般的には25年から30年というふうに言われてございます。

続きまして、2番のパネルの廃棄でございますけれども、法律が改正されまして、太陽光パネルにつきましては解体費用等の積立てが義務化されることとなっております。そのため、廃棄時にはその積立金から賄われることになってございます。

3番のトラブルの関係でございますけれども、太陽光発電関係の都内での許可件数でございますが、こちらは現在1件というふうになってございまして、特段のトラブル等はありません。林地開発許可の対象外の案件につきましては、当方では把握していないということになってございます。

4番と5番でございますが、人や動物の侵入対策というご質問でございますけれども、区域の外周に高さ1.5メートルのフェンスを設置いたしまして、人や動物の立入りができないようにしているというものでございます。

田中委員から頂きましたご質問につきましては以上になります。

続きまして、木村委員から頂きましたご質問について回答させていただきます。

まず、1番でございますが、直近3か年の業務実績を徴求の上確認されているのかというご質問でございます。こちらにつきましては、直近の貸借対照表と損益計算書を確認してございます。それぞれ繰越利益剰余金と経常損益、こういったものは黒字になっているということでございます。なお、3か年分ということにつきましては、現在それを徴収することにはなっていないということで、直近1年分のものを徴しているものでございます。

次に、2番の事業者の定款に発電事業や売電事業等の記載があるかというご質問でございますが、こちらは定款のほうに太陽光発電による売電事業を行う旨の記載がございます。

続きまして、10年程度の資金計画の作成及び精査についてですが、資金計画では、採石事業の砕石販売収入と、それから自己資金を土木費用に充てることになってございまして、こちらはこれまでと変わってございません。それから、太陽光発電施設のほうの事業でございますけれども、こちらにつきましては売電収入と自己資金をそれぞれ建設費用と先ほどの廃棄する費用に充てる計画となっているということでございます。

最後に、4番の撤退後の用地の取扱いでございますが、さきに申し上げさせていただいたとおり、法改正によって解体費用の積立て義務がありますので、撤退時はその積立てで撤去を行う予定となっております。

木村委員から頂きましたご質問につきましては以上でございます。

続きまして、村木委員から頂きました質問について回答させていただきます。

1番、都内における太陽光発電の許可件数でございますが、こちらは現在1件となっております。

続きまして、事業者によるメンテナンスや都の調査についてでございますけれども、のり面ですとか施設の日常点検、これは事業者の作業員のほうが行います。あと、電気事業法の法定点検がございまして、これは専門業者のほうに委託する予定になってございます。また、東京都は年1回採石場をパトロールしてございまして、この中でも確認ができるということでございます。

続きまして、4番、浅野委員から頂きましたご質問でございます。

1番のソーラーパネルと、それから鹿の子沢、山入川、調整池の位置関係及び水の流れについてでございますが、資料3-3の変更箇所一覧-2、最初の2枚目の裏のページでございます。こちらに変更前と変更後の土地利用計画の図面がありますが、こちらのほうでご説明させていただきます。変更後のほうの図面をご覧くださいませでしょうか。図の北側にピンクの斜線部分がありまして、そこが太陽光パネルが設置される部分でございます。その下にピンクと緑の間で白く抜かれている部分がありますが、ここは林道でもありますし、ここに鹿の子沢という沢が走っているということで、図面ではなかなか分かりにくいのですが、ここの沢に、太陽光パネル側に降った雨の水はこちらのほうに流れるということになってございます。

その図面の下のほうに、沢を挟んで反対側のほうをご覧くださいと、上のところにブルーの色で囲まれた部分があるかと思いますが、ここの部分が既存の調整池でございまして、採石場側に降った雨につきましては、この調整池に一旦たまりまして鹿の子沢のほうに流れるということで、これまでの計画がそのようになっているということでございます。

続きまして、資料3-3の23ページをご覧ください。先ほども説明させていただいた図でございますけれども、今説明したとおり、太陽光発電設備側に降った雨につきましてはこの排水を通して鹿の子沢のほうに流れていく計画になってございまして、ここには現在調整池は設けていないということで、直接放流という形になってございます。

調整池でございますけれども、25ページの図をご覧くださいませでしょうか。こちらは既存の採石場側の調整池の図面でございますが、今申したとおり、太陽光設備側からの調整池につきましては、直接放流ということで、調整池を介さずに放流されることになってございます。この放流量と、現在ある調整池から鹿の子沢へ出る容量、こちらとの合計が、鹿の子沢に対する許容放流量にしなければいけないということがございますので、その既



存の調整池から流れてきます、オリフィスで実際に沢へ水が流れるわけですが、そのオリフィスの口径を絞ることによって放流量を減らして、太陽光設備側からの雨水直接放流に対応する、そういう計画になってございます。

それから、山入川との関係ですが、いろんな資料で恐縮なのですが、一番分かりやすいのは21ページの資料で、21ページの図3.1-1で、この図の真ん中あたりに少し雲みたいな図面、囲われたところがあるかと思うのですが、ここは先ほど申した太陽光設備の設置区域でございまして、その下に鹿の子沢という沢が流れてございます。この鹿の子沢の水が東側のほうに流れていきまして、ちょうどステーション1とありますけれども、このSt-1のところあたりで山入川という一級河川と合流する。そういう流れになってございます。

以上で今の関係についてはご説明しました。

それでは、先ほどの資料4の2番のほうのご説明をさせていただきたいと思いますが、これは、樹木根の効果を補う対策と、それから草本維持の管理方法についてのご質問でございまして、太陽光発電区域におきましては年2回草刈りを計画してございます。その際、地際までは刈り取らずに草本を残すことのほか、切り株の状態を確認して、不安定な場合には除去、埋め戻しを実施することになってございます。その後、浸食防止シートを設置して、草本の生えにくい箇所についてもシートの設置をすることによって表面の保護を図っていくことになってございます。

浅野委員から頂きました質問の回答につきましては以上でございます。

最後、福田委員から頂きましたご質問について回答させていただきます。

太陽光発電設備の設置が森林崩壊につながらないように見守り続けてほしいというご意見でございますが、今後も森林法の基準に従って適切に審査を行ってまいります。また、土砂災害発生防止に関する許可条件を付して、適宜報告を受けながら、違反があれば指導していくという対応をとっていきたいというふうに思っております。

以上で事前に頂きました質問への回答とさせていただきます。多くのご質問を頂きまして、誠にありがとうございました。

以上で私からの説明を終わります。

○土屋会長 大変複雑な案件について丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それから、今最後のところで回答がありましたように、事前に各委員からかなりいろいろな点について質問を頂きまして、大変ありがとうございました。

これから質問に入るわけですが、各委員には事前に資料をお送りして目を通していただいているということを前提としてこれから進めさせていただきます。この資料に対してのご質問というのは先ほど回答いただいたのですが、事前に質問いただいていない委員の方もおられますし、それから事前に質問していただいた方も、回答についてもう一度追加もあるでしょうし、また別の質問もあると思いますので、これからご質問ないしはご意見を頂きたいと思います。

一番初めに申し上げましたように、ご発言に当たっては、なるべく顔の前に手を上げていただきまして、私のほうをご指名いたしましたら、それに対して、ミュートを解除してご発言いただくという形をお願いいたします。

久保田委員はアクセスがうまくいなくてご参加いただけていなかったのですが、音声のほうは接続されたようです……。久保田委員、お疲れさまでした。少し簡単にご挨拶いただけますか。

○久保田委員 なかなか参加できなくて、すみません。今何とか参加できましたので、よろしくをお願いします。

○土屋会長 よろしくをお願いいたします。今ちょうど松岡課長さんからのご説明が終わって、これからご質問、ご意見を頂くところです。事前に資料を一応見いただいていると思いますので、適宜ご質問があれば。それで、質問の場合は、ビデオが見えませんが、挙手していただいても分からないので、ご質問がありましたらミュートを外していただいて――普通はミュートしておいていただきたいのですが、ミュートを外していただいて、質問がありますということをご発言ください。

○久保田委員 はい、承知しました。

○土屋会長 よろしくをお願いいたします。

それでは、これからご質問、ご意見をお願いいたします。こちらから事前に、これまでのこういった審議のときに少しあったことで追加のご説明をいたしますと、一番初めに松岡課長さんからご説明がありましたように、この森林審議会での審議の前に、つまり林地開発許可の審議の前に、東京都の条例に基づく東京都の自然環境保全審議会で3月末に開発許可の審議が行われております。それについてはもうすぐ許可ですね。もう許可になったのですね――という前提があります。

ですから、今申し上げた自然環境保全審議会のほうで審議済みなのですが、ただ、同じ対象、もしくは案件といいますか、同じ件についてでも、ある意味で言うと、自然環境保

全審議会と森林審議会は別の視点というのにはあり得るので、重複したもので結構です。それについては当然ご回答のときに、課長さんのほうから、それについては自然環境保全審議会のほうで審議されていますということは多分お話があると思うのですが、それで質問を躊躇するという事は特に必要ないと思っておりますので、ご自由にご発言をお願いいたします。

それでは、長々のご説明がありました、いかがでしょうか。

○堀田委員 大変詳しい説明、ありがとうございました。

まず、基本的なことを確認させていただきたいのんですけれども、冒頭ちょっと紹介があった採石法ですと原状復帰が定められていますよね。森林で採石をするときには、終わったら森林に戻すということになっていると思うのですが、太陽光発電、ソーラーパネルを設置する場合は林地開発許可を出すと森林ではなくなるという取扱いになるというふうに理解しているのです。例えば、当該地は東京都の地域森林計画の恐らく対象森林だと思うのですが、ソーラーパネルを設置する場所はそこから外れるという理解でよろしいですね。

○松岡緑環境課長 一度開発された区域につきましては、太陽光発電区域に限らず、全て地域森林計画の対象からは抜かれるということになります。

○堀田委員 そうですね。そういう意味で、ソーラーパネルを設置した時点でもう森林ではなくなると思うのです。それに関連して木村委員からもご指摘があったと思うのですが、将来の事業計画、例えば20年、30年たって、そもそもずっと太陽光発電を続けるのかもしれないのですが、太陽光発電を終えた後どうするかとか、どう考えているのかとか、そういうあたりは確認されていますかね。

○松岡緑環境課長 太陽光発電につきましては、我々は設置するまでを対象としているのです。普通の許可基準、大体、開発許可とはそういうものなのです。ですので、建った後については基本的に我々の許可の範疇を超えていますので、そちらについては基本的には関与していないというのが現状でございます。

ただ、本件は、先ほど申しましたとおり、多分ご心配になっているのは、太陽光パネルの廃棄の話ですとか、そういうことだろうと思うのですが、そちらにつきましては法改正がございまして、その中で太陽光パネルの廃棄については処理されていくと理解してございます。

○堀田委員 私が気にしているのは、太陽光パネルの廃棄ではなくて、それに関しては十

分対応されているという話だったのですけれども、例えば30度近くの斜面というのは基本的には森林以外にはなかなか使いにくい場所なのですが、太陽光パネルを設置して数十年たつと森林ではないまま斜面が管理されない状態で存在するということが将来的に起こり得るのかなというところをちょっと心配していて、将来そういう斜面がどうなるのかなというところについて何か情報があれば教えていただきたいと思って質問させていただきました。

○松岡緑環境課長　今回、30度を超えるところには設置しないということで、安定しています。30度を境に多分変わってくると思うのですが、その30度を超えないところに設置するということが計画はされているということでございますし、申し訳ないのですが、許可したその先については、我々としては今のところ何とも申し上げられないということでございます。

○堀田委員　ありがとうございます。

○土屋会長　今のお話に関して、発言してもよろしいですか。多分、堀田委員の気にされているのは、これまでは森林だったから、例えば、今我々がやっているように、森林法に基づいて、その開発の許可については規制があるわけですね。ところが、一旦これが許可されてしまうと、例えばそのパネルが全部なくなった後でも、そのこのところだけ規制のない、つまり、造ると森林法の規制がないのが森林の中にぽこんとできてしまうのだけれども、そのこのところの今後のコントロールは一体どうするのだということですよ。

○堀田委員　そうですね。

○土屋会長　その点はどうお答えになりますか。これはかなり難しい問題だと思うのですが。

○松岡緑環境課長　そこは事業者の所有地になってございますので、事業者のほうで適切に処理、管理していただくということで、開発許可制度は全部そうなのですけれども、基本的には、建つというか、物ができるまでが我々の所管している範囲でございます。

ただ、私どもが所管しています自然保護条例という条例があるのですが、そちらのほうでは、終わった後1年間に関しては事業者がその場所を、植栽しますけれども、そういう植栽をきちんと管理するように1年間だけは報告を受ける。我々が積極的に指導するわけではないのですが、きちんと管理しているかどうかを確認する報告制度というのはあります。ただ、森林法にそういう制度はないので、そこはご理解いただければというふうに思っています。

○土屋会長 今のご説明でどうですか、堀田委員。

○堀田委員 私としては、大変よくできた計画なので、個別にこの計画だけは問題ないと思うのですが、全体として、ソーラーパネルを設置した斜面が将来的にどうなるのか心配な場所というのがこれから出てくるのではないかとこのふうには考えています。

ちょっと補足で説明というか、コメントをさせていただきますと、私、林野庁のほうの林地開発許可、ソーラーパネルの委員をさせていただいていたのですが、仮に今回林地開発許可で太陽光パネルを設置していいよとなった後に、例えば、浅野委員も指摘されているように、森林伐採した後、根が腐って、20年、30年後に斜面が崩壊するということは起き得るのです。この当該地に関しては30度を超えていないので多分大丈夫ですけど、危険な斜面だったら将来的に斜面崩壊が発生することは起き得るのです。そのときに遡って林地開発許可を出したことの責任を問われる可能性はあり得るとというのが法律の専門家のご指摘でした。なので、この林地開発許可を出す時点で将来の災害が予見できたのではないかとこのふうには思われてしまうと、例えば20年後、30年後でも遡って責任を問われることがあり得るので、そういう意味で、先ほど土屋会長のほうからもちょうと話がありましたけれども、将来アウト・オブ・コントロールになってしまうので、そうなったときに何か問題が発生しないように十分この許可を出す段階で検討しておくことが重要かなとは思っています。

以上、コメントでした。

○松岡緑環境課長 その点につきましては、同じく自然環境保全審議会における委員の先生もご心配になってございまして、その関係で、まず太陽光パネルを設置する場所の土砂の安定性とか、そういったものをきちんと調査した上で行うことと、設置後につきましても大丈夫かどうかを都に報告することを許可条件も含めて付してございまして、そういうことで設置に当たっての安全性についてはそこで管理していくということがあります。また、採石事業を行っている間は、採石パトロールということで我々のほうが年1回調査に入りますので、その中でもその部分については関与できてくるかなと思ってございまして。

ただ、先生がご心配のさらに採石事業を終わった後、我々の管理を離れた後となってしまうと、もうそこは事業者のほうできちんと管理していただくしかないかなと思います。

○土屋会長 堀田委員、非常に重要な問題だと思うのですが、これ、ある意味で制度全体を変えていかないと駄目な問題で、今後の検討をしっかりとっていく必要があると個人的には思いました。

一旦よろしいでしょうか。非常に重要な点のご指摘をありがとうございます。

ほかの委員、もしくは違う案件についていかがでしょうか。

○浅野委員 すみません。このようなあれが初めてなので。先ほど堀田委員が言われたことに関して、都としてはそこまでは許可申請の案件に入っていないというのは分かるのですが、どうしても、どうしたいかということを確認することはできないのでしょうか。多分、根本的には法を変えないといけないということなのだと思います。でも、どうするかと聞いたり、そういう証文を取っておくことはできないのでしょうか。

○土屋会長 ちょっと追加でよろしいですか。資料3-4で、林地開発許可の基準に適合しているかどうかというのをずっとご説明いただいた表があるのです。その5ページ目の「太陽光発電施設の設置」の一番上のところに原状回復という項目があって、これについては、太陽光発電終了後の土地利用の計画は未定であるということになっていて、それでも該当なしということで、特に現時点では問題ないということなのですが、この辺の例えば土地利用計画ができていればということは関係しますかね。今、浅野委員が言われたのは。

○浅野委員 はい。確かにここに土地利用を元に戻すと書いてあれば、それが一番いいと思うのですが、それは書いてなくても許可しなくてはいけないというか、されるということですね。でも、別にそこは関係なしに、どうするつもりなのかと聞いたりできないのかなと思いました。

○松岡緑環境課長 今のご指摘のところですが、まず原状回復については、そちらの基準にありますとおり努力義務なのです。ですので、こちらは別に、やるかやらないかは事業者の判断になっているのですが、終了した後になんかという計画については、申し訳ないですが、私どもとしてはまだ分からないし、ここが決まっていなかったらといって許可できないとか、そういうことにはならないかと思います。

ただ、今おっしゃった点については事業者のほうにお伝えして、極力原状回復——ただ、現時点で未定なので何とも今の段階では言えないと思うのですが、将来的にそういう配慮をしてもらうようにお伝えすることはできるかなと思います。

○土屋会長 浅野委員、よろしいですか。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。

あともう1個いいですか。ソーラーパネルはかなり川に近いところにあるので、多分、土砂、濁流とか出てしまうと思うのです。調整池があるから、ふだんから採石地でいっぱ

い濁流が出ている場所だと思ったので、調整池で沈砂すればいいのかなともちょっと思ったのですが、先ほどのお話を聞いていると鹿の子沢に直接出して下流に流すということなので、雨が降ったりして多少荒れてくると思うので、そうすると多分出てしまうんじゃないかと思うんです。下流の住人の方とかに説明はされているのかなというのがちょっと気になりました。

○松岡緑環境課長 下流域の方に説明しているかどうかは確認していませんが、基本的に八王子市のほうにはまずご了解を頂いていることと。それから、今申した濁流というか、放流の関係でございますけれども、森林審議会の資料ではちょっと分かりづらいところもあるかなと思いますが、鹿の子沢に流す前に、一番下部のところに堆砂範囲というのを設けて、そこが構造的には土砂を受けて、土砂以外のものを地下に浸透させつつ、一部あふれたものについては鹿の子沢に放流させる仕組みになってございます。

○土屋会長 資料のどこかに載っていましたね。

○浅野委員 何か結構あって、川のそばだけでも、できるだけ土砂が直接出ないようにするような施設には計画されているように私にも思えたのですが、でも、多分、全然出ないと言えないと思う。コントロールはなかなか難しいと思うので、この場合どうするのかなと思いました。

○松岡緑環境課長 図面で言いますと資料3-3の10ページですね。太陽光設備断面模式図というのがあるのですが、今申したとおり、一番最下流のところに堆砂範囲というのがありまして、本当はもっと複雑というか、堆砂範囲全体の図があって、それをお示しできればよかったのですが、そちらのほうでは、そこでまず土砂を受けて、受けなかったもの、その上澄みというか、水だけを地下に浸透させて、さらにそこであふれたものを鹿の子沢に流すという計画になっていまして、基本的にそこが沈砂池的なものを兼ねているということになっています。

あと、工事中的ことにつきましては28ページです。工事中的につきましては、濁水対策ということで、3か所に仮設の沈砂柵というものを設けて対応することになってございます。今申したとおり、これは工事中なのでございますけれども、27ページにも堆砂範囲と書いてあるかと思いますが、できた後についてはこちらの堆砂範囲のほうで土砂を受ける形になってございます。そういうことで、我々としては濁水対策としてはとられているかなということでは理解しているところでございます。

○土屋会長 というご説明ですが、浅野委員、いかがですか。

○浅野委員 いや、対策は多分工学的な施設とかは十分やられているのではないかなとは思ったのですけれども、それこそ下流には影響がないとは言い切れなくて、きちんとやっている中で設置しているということを説明があってもいいのかなとちょっと思いました。周りに住んでいる、特に下流に住んでいる方に。

○土屋会長 下流住民への説明ということだと思うのですけれども、それはどうお答えしますかね。

○浅野委員 気にならないのかな。そんなに濁流、ふだん多分出ていとは思うのですが。

○松岡緑環境課長 今、周辺の住民の方にはご説明はしているのですけれども、さらに下流となると、そこまではうちでも……。

○浅野委員 分かりました。

○土屋会長 今職員の方のご説明があったのですけれども、周辺というのは、下流を含めた周辺の方には一応ご説明しているということですね。

○職員 事業地の周辺も含まれています。

○浅野委員 山入川とかまで入るところも、そんなには。鹿の子沢沿いとか。

○松岡緑環境課長 多分、町会レベルでやっていると思いますので、特に山入川のところまで行くかどうかについては、申し訳ないのですけれども、分かりません。

○土屋会長 山入川まで行くのではないの。

○松岡緑環境課長 かもしれないのですけれども、すみません、そこまでは把握していません。

○土屋会長 これは、今後、行政のほうで周辺、少し広めのところにご理解を頂くようなことを――業者なのか、ちょっとそのところは分からない。どちらがやるべきなのかよく分からないのですけれども、少し事前に情報を差し上げておくことをこちらからお願いするというので、よろしいですか。

○浅野委員 はい。

○松岡緑環境課長 ちょっと事業者のほうと相談というか、確認しますので。

○土屋会長 重要な案件ですので、どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。質問を事前に頂いた方は、回答に対して特に再質問というところは、十分これで回答があったというふうに受け取っていただいていると考えてよろしいですか。皆さん、うなずいておられますので、大丈夫ですかね。

あとは、連絡がしにくいので、久保田委員は特にご意見は大丈夫でしょうか。顔が見え



ないのでちょっと分からないのですが、特にご発言を求めるわけではないですけれども、もしもありましたら、どうぞ。

○久保田委員 はい、大丈夫です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、それからご意見のご指摘が一通り終わったというふうに判断いたしました。特にほかにご意見、ご質問がないようでしたら、本議案の諮問に係る林地開発許可の変更申請については原案どおり許可したいと思います。これについてご異議ございませんでしょうか。もしもご異議がありましたら挙手願います。よろしいでしょうか。

[挙手なし]

○土屋会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

これ、審議終了だけで終わらなくて、先ほど諮問がありましたので、それに対する答申文の作成を行います。事前にこれについてご説明があったと思うのですが、今、皆様のメールアドレス宛てに答申（案）をお送りしております。それぞれ皆さん、今のこの画面とは別のメールのほうを少しチェックしていただいて答申（案）をご確認ください。もしも答申（案）が送付されていない、もしくはうまく受け取れないということがありましたら、挙手でご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。もう皆さん届かれていますか。ご確認できない委員の方はいらっしゃいますか。

[答申（案）メール送付、確認]

○土屋会長 ありがとうございます。

では、事務局から答申（案）の説明をお願いいたします。

○異森林課長 それでは、説明と申しましても、今皆さんご確認いただいたということで、改めて朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(案)

3 産労農森第201号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

令和3年3月29日付2環自緑第1124号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

令和3年4月20日

記

多摩興産株式会社の太陽光発電設備の設置については、案のとおり承認する。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。ただいまの答申（案）について決定を取りたいと思います。

まず、本議案について答申（案）のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土屋会長 ありがとうございます。ご賛同が得られたと判断いたしました。ご賛同が得られましたので、本議案の答申は案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

以上で答申を決定いたしましたので、お手元に今届いておりました答申書に「（案）」と書いてありますが、「（案）」の取れたものを答申といたします。よろしく願いいたします。

本日の審議会日程はこれで全て終了いたしました。

やっぱりなかなかウェブ会議だと難しいところがあったと思いますが、皆さんご協力ありがとうございました。本当にいつもに増してなかなか難しい進行もしくは皆さんのご参加のやり方だったと思うのですけれども、ありがとうございました。

それでは、審議が終了しましたので、ここで傍聴の方にご退出いただきます。事務局のほうで退出処理をさせていただきますので、ご了承ください。ご清聴ありがとうございました。

〔傍聴者退場〕

○土屋会長 それでは、これで私の議長としての任は終わりましたので、事務局へ司会をお返しいたします。どうも、皆さん、ご協力ありがとうございました。

○東田課長代理 土屋会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして本当にありがとうございました。

1点、出席委員の数の訂正をさせていただきます。冒頭11名とご報告させていただきましたが、久保田委員が途中から入られましたので、12名の出席へと訂正させていただきます。

それでは、6月をもって今期の委嘱期間が終了し、今期の審議会は今回が最後になる見込みとなっております。ここで、事務局を代表し、異森林課長より一言お礼を申し上げます。

○異森林課長 皆様におかれましては、この2年間、公私ともお忙しいところ、東京の森林・林業行政にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

また、このコロナ禍におきまして、昨年12月には初めての書面審議、そして今回は会長よりもお話のあったとおり初のオンライン会議と、初めてが続きまして皆様には何かとご協力をお願いすることが大変多くなりましたが、おかげさまをもちまして円滑に終了することができました。

土屋会長をはじめ委員の皆様方に重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○東田課長代理 最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

今後のスケジュールでございますが、7月以降の委嘱に向けた手続といたしまして皆様へ関係書類を送付させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、今年の12月ですが、多摩地域森林計画の変更及び伊豆諸島地域森林計画の樹立のため、再びご審議をお願いする予定となっております。引き続きよろしく願いいたします。

また、会議冒頭で農林水産部長より「森づくり推進プラン」の改定についてお話しさせていただきましたが、5月下旬にパブリックコメントの募集を予定しております。募集開始後に委員の皆様にもこの「森づくり推進プラン」を郵送させていただきますので、ご意見ありましたらぜひお寄せくださるようお願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

午前11時31分閉会